

【固定資産税・都市計画税賦課業務、戸籍に関する業務及び住民基本台帳業務の外部提供登録について】

本年6月13日に公布され、11月9日に公布された政令により同月15日に施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、長期間相続登記が未了となっている土地に係る相続の発生の有無、相続が発生している場合の相続人として登記名義人となり得る者について法務局の登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進につなげる仕組みが創設された。

法務局による調査に際し、市では、法務局からの求めに応じ、土地の所有者の氏名及び住所の提供並びに戸籍及び住民票の写しの交付を行うことから、必要な外部提供登録を行うもの。

なお、本制度の運用の詳細に係る国からの通知が11月に届いたことから、運用を整理した上で今回諮問するもの

固定資産税・都市計画税賦課業務の外部提供について

- 1 業務の名称 固定資産税・都市計画税賦課業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
固定資産税・都市計画税の賦課をするため
 - (2) 業務内容
毎年1月1日（賦課期日）に、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する人に対して、地方税法及び上越市市税条例、上越市都市計画税条例の規定に基づき固定資産税、都市計画税を賦課する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
特定登記未了土地の相続登記等に関する調査
 - (2) 業務の概要
法務局の登記官が長期間相続登記がされていない土地について登記名義人となり得る者の調査を行う。
- 7 利用期日又は提供開始日
平成30年11月15日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 市民課

業務の名称	戸籍に関する業務	
利用又は提供する目的	法務局の登記官が長期間相続登記がされていない土地について登記名義人となり得る者の調査を行うため (根拠法令：所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 ■ 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	法務局
	業務の名称	特定登記未了土地の相続登記等に関する調査
利用又は提供する期間	平成30年11月15日	

戸籍に関する業務の外部提供について

- 1 業務の名称 戸籍に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため
 - (2) 業務内容
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
特定登記未了土地の相続登記等に関する調査
 - (2) 業務の概要
法務局の登記官が長期間相続登記がされていない土地について登記名義人となり得る者の調査を行う。
- 7 利用期日又は提供開始日
平成30年11月15日

住民基本台帳業務の外部提供について

1 業務の名称 住民基本台帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため

(2) 業務内容

住民である地位に関する記録を行い住民の居住関係を公証するための住民基本台帳を次のように整備する。

ア 住民の住所やその異動などの住所に関する事項の記録管理や世帯など住所に関係のある生活関係の記録管理を行う。

イ 住民個人の同一性を明らかにする氏名、出生年月日、男女の別、戸籍の表示等の記録のほか、外国人住民については、中長期在留者、特別永住者等を対象として住民票を作成し、外国人特有の国籍・在留資格・在留カード等の番号などを記録する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡、DV等決定内容

4 利用又は提供できる理由

法令等に定めがあるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

特定登記未了土地の相続登記等に関する調査

(2) 業務の概要

法務局の登記官が長期間相続登記がされていない土地について登記名義人となり得る者の調査を行う。なお、調査の結果、法定相続人の情報を公開することが予定されているため、DV等の被害者の保護のための住基支援措置申出者の住所情報を除外する。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年11月15日

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

背景・必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)**が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

○ 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**

○ **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

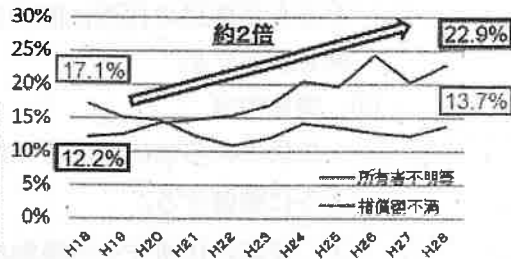
・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約**20%**(所有者不明土地の外縁)

・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義：**0.41%**の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において
あい路案件となっている要因



法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)

○ 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定

(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

○ 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告

○ 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

○ 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

○ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

長期相続登記未了土地に係る不動産登記法の特例

背景・必要性

- ・長期間相続登記がされていないことが所有者不明土地の要因の一つとの指摘
- ・公共事業の用地取得等において、所有者探索の負担が大きいとの指摘

不動産登記法の特例の内容

○ 登記官は、収用適格事業等の準備その他の目的のため所有者を探索する必要がある土地について、所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合、職権で、長期相続登記等未了土地(※)である旨等を当該土地の登記に記録し、その所有権の登記名義人の相続人に対して必要な登記手続の勧告をすることができることとする

(※)所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない土地をいう。

○ 登記官は、上記の所有者を探索する必要がある土地について、必要な限度で、地方公共団体の長その他の者に対し、情報(登記名義人に係る死亡の事実その他登記名義人となり得る者の情報)の提供を求めることができることとする

職権登記を行うために入手した情報を登記所に備え付け、事業主体がこれを活用することにより事業の円滑化、進展に寄与

財産管理制度に係る民法の特例

背景・必要性

- ・所有者不明土地問題への対応策として、民法の不在者財産管理制度、相続財産管理制度が活用されている
- ・民法は、利害関係人又は検察官にのみ、家庭裁判所に対する財産管理人の選任請求権を認めている
- ・地方公共団体は、公共事業のために用地取得をしようとする場合には、利害関係人として、財産管理人の選任を請求することができるものと解釈されている
- ・しかし、それ以外の場合についても、地方公共団体が、所有者不明土地の管理を行う必要があるとの指摘

民法の特例の内容

所有者不明土地の適切な管理のために必要な場合につき、地方公共団体の長等に、家庭裁判所に対する不在者財産管理人等の選任申立権を付与 → 所有者不明土地の適切な管理に寄与

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 福祉課

業務の名称	上越市タクシー利用料金等助成業務
収集の目的	タクシー利用料金等を助成するため (根拠法令：)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、運転免許証番号、印影、続柄、 診療情報、収入情報、金融機関情報、車両情報、賦課情報、心身障害情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の84の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課（療育手帳業務、身体障害者手帳業務、精神障害者保健福祉手帳業務）、相談業務委託団体）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の 保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【上越市タクシー利用料金等助成業務の業務登録変更について】

障害者等の社会参加の助長や経済的負担の軽減を目的とした交通費等の助成業務について、申請者の利便性の向上と手続きの簡略化を図れるよう、申請書の書式に個人番号の記入欄を加えるため、必要な業務登録の変更を行うもの。

上越市タクシー利用料金等助成業務の業務登録の変更について

1 業務の名称 上越市タクシー利用料金等助成業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日_____、電話番号、運転免許証番号、印影、続柄、診療情報、収入情報、金融機関情報、車両情報、賦課情報、心身障害情報	氏名、住所、生年月日、 <u>個人番号</u> 、電話番号、運転免許証番号、印影、続柄、診療情報、収入情報、金融機関情報、車両情報、賦課情報、心身障害情報
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：_____） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課（療育手帳業務、身体障害者手帳業務、精神障害者保健福祉手帳業務）、相談業務委託団体）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： <u>番号法別表第1の84の項</u> ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課（療育手帳業務、身体障害者手帳業務、精神障害者保健福祉手帳業務）、相談業務委託団体）

3 変更理由

上越市タクシー利用料金等助成事業の申請手続きに個人番号を利用することにより、市民の利便性の向上と添付書類を不要とし、手続きの簡略化を図るため

4 変更期日

平成30年12月21日

5 業務の概要

(1) 実施目的

障害者等の社会参加を助長するとともに、経済的負担の軽減を図り、もって障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 業務内容

障害者等にタクシーの利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の一部を助成する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

別表第1

(抜粋)

	施に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十七 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十九 独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)による小口の資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
八十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十一 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十二 厚生労働大臣	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)による処遇改善の請求に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十四 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十五 厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十六 厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による特例納付保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に

(抜粋)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

(平成二十六年九月十日)

(内閣府/総務省/令第五号)

改正	平成二七年一〇月三〇日	内閣府/総務省/令	第三号
	同 二七年一二月二五日		第六号
	同 二八年 三月三一日		第一号
	同 二八年 九月三〇日		第五号
	同 二八年一二月二一日		第六号
	同 二九年 三月三一日		第二号
	同 二九年 三月三一日		第三号
	同 二九年 七月一四日		第五号
	同 三〇年 三月三一日		第二号
	同 三〇年 六月 八日		第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第六十条 法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十二条の資料の提供等の求めに関する事務
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給決定、同法第五十一条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更、同法第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十一条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

(抜粋)

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(平二二法七一・平二四法五一・一部改正)

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(平二二法七一・平二四法五一・一部改正)

姓名	職名
山田 隆夫	部長
田中 健一	課長
佐藤 誠	主任
鈴木 一郎	係長
高橋 秀吉	係長

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 福祉課

業務の名称	人工透析患者通院交通費助成業務
収集の目的	人工透析患者に通院に係る交通費を助成するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、続柄、診療情報、収入情報、賦課情報、心身障害情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の84の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課、家族）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【人工透析患者通院交通費助成業務の業務登録変更について】

血液透析療法を受ける人の経済的負担の軽減を目的とした通院に要する交通費の助成業務について、申請者の利便性の向上と手続きの簡略化を図れるよう、申請書の書式に個人番号の記入欄を加えるため、必要な業務登録の変更を行うもの

人工透析患者通院交通費助成業務の業務登録の変更について

1 業務の名称 人工透析患者通院交通費助成業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日_____、 電話番号、続柄、診療情報、収入 情報、賦課情報、心身障害情報	氏名、住所、生年月日、 <u>個人番号</u> 、 電話番号、続柄、診療情報、収入 情報、賦課情報、心身障害情報
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：_____） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課、家族）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： <u>番号法別表第1の84の項</u> ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課、家族）

3 変更理由

人工透析患者通院交通費助成事業の申請手続きに個人番号を利用することにより、市民の利便性の向上と添付書類を不要とし、手続きの簡略化を図るため

4 変更期日

平成30年12月21日

5 業務の概要

(1) 実施目的

血液透析療法を受ける人の経済的負担の軽減を図り、もって障害者の福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 業務内容

腎臓の機能に障害を有する人が血液透析療法を受けるための通院に要する交通費を助成する。

平成30年12月21日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

上越市男女共同参画地域推進員設置業務（共生まちづくり課）【外部提供登録廃止】

目的外利用
 保有個人情報 登録の廃止（報告）
外部提供

課 名 共 生 ま ち づ く り 課

業務の名称	上越市男女共同参画地域推進員設置業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	市民
	業務の名称	地域推進員周知
廃止年月日	平成25年6月1日	
廃止する理由	上越市男女共同参画地域推進員設置業務の終了に伴い、外部提供を廃止するもの	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	市民に周知することを目的として作成した地域推進員の氏名及び小学校区が記載された名簿を全推進員に配布したほか、市内全戸配布の情報紙等に掲載したものであるため、回収・廃棄は要しない。	